

令和元年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	国民健康保険の運営(保険給付)			担当課名	住民環境課
(予算書コード)	国民健康保険特別会計			担当係名	国保年金係
事業区分	継続予算	運営方法	直 営		
事業の開始・終了	年 月 ~ 年 月 (事業に始期又は終期がある場合に記入)				
根拠法令等の名称	国民健康保険法、下諏訪町国民健康保険条例、下諏訪町国民健康保険給付規則				

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	ほかの健保被保険者を除く住民を対象とし、全ての町民を健康保険の対象とする(皆保険)ことを目的とする。医療機関を受診した際、医療費の一部を法の枠内で町国保が負担する。また、一ヶ月の医療費が法定の限度額を超過した場合や、出産、死亡等に際して給付する。※国保制度改革により、平成30年度から国保財政運営に県が加わり、県への納付金の納付方法が変更となりました。						
事業の活動成果 (事業の実施によりどのような状態にしたいか)	指標名	指標の算出方法	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	加入者一人当たりの医療費(一般保険者)	医療費支弁額総額/受給対象者	円	目 標 実 績 達成率	390,426	351,037	

【投入されたコスト・業務量】

		平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度予算	
事業費	事業費 A	1,424,471 千円		1,355,545 千円		1,356,410 千円	
	うち 会計年度任用職員賃金	人	千円	人	千円	人	千円
	正規職員人件費 B	2.70 人	18,074 千円	2.70 人	17,817 千円	2.70 人	17,710 千円
事業費合計 C (A+B)		1,442,545 千円		1,373,362 千円		1,374,120 千円	
財源内訳	特定財源	国の負担	千円	千円	千円	千円	千円
		県の負担	1,436,149 千円	1,367,242 千円	1,360,285 千円		
		町の借入	千円	千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
		うち 使用料・手数料 D	千円	千円	千円	千円	
一般財源(町の負担)		6,396 千円		6,120 千円		13,835 千円	
受益者負担率 (D/C)		0 %		0 %		0 %	

【事業の評価】

区 分	評 価	説 明
妥当性 町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	A 法律で義務付けられている	国保法により、町による運営が義務付けられている。
公平性 受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A 適切である	法定給付である。
効率性 予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A 適切である	審査と情報処理の一部を外部委託し、係でなければできない仕事を行っている。医療高度化等による給付額と件数が増加傾向にあり、加えて近年の相次ぐ制度改革により事務量は増加している。
達成度 事業の活動成果は目標を上回っているか (下回っている場合は、その理由)		保険事故に対する法定給付事業であり、目標設定には馴染まない。

総合評価	拡 充	医療の高度化により医療費が増加し、財政を圧迫している。また、度重なる制度改革により事務処理料が増加しているが、職員は制度をより十分に理解し迅速に事務処理を行わなければならない。加えて、年々複雑化する制度の被保険者への適用にあたっては、わかりやすくニーズに応じた説明が求められる。
	前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	拡 充

令和元年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	国民健康保険の運営(保健事業)			担当課名	住民環境課
(予算書コード)	国民健康保険特別会計(特定健康診査等事業費、疾病予防費)			担当係名	国保年金係
事業区分	継続予算	運営方法	直 営		
事業の開始・終了	年 月 ~ 年 月 (事業に始期又は終期がある場合に記入)				
根拠法令等の名称	国民健康保険法、下諏訪町国民健康保険被保険者補助金交付要綱、下諏訪町国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱、高齢者の医療の確保に関する法律				

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	国保被保険者に対して疾病予防と動機付けを行い、被保険者の生活の質の改善と医療費の抑制につなげることを目的とする。胃・大腸の精密検診や人間ドック、脳ドックの受診に対して、年一回に限り補助金を交付する。あわせて、平成20年度から国の制度により特定健康診査と保健指導の実施が義務づけられたため実施している。※国保制度改革により、平成30年度から国保財政運営に県が加わり、県への納付金の納付方法が変更となりました。					
事業の活動成果 (事業の実施によりどのような状態にしたいか)	指標名	指標の算出方法	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	特定健康診査	胃・大腸精密検診及び人間ドック、脳ドック、特定健診補助金の合計受診者数	人	目 標		
				実 績	1,754	1,684
			達成率			

【投入されたコスト・業務量】

		平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度予算	
事業費	事業費 A	17,585 千円		17,975 千円		26,061 千円	
	うち 会計年度任用職員賃金	人	千円	人	千円	人	千円
	正規職員人件費 B	0.15 人	1,004 千円	0.15 人	990 千円	0.15 人	984 千円
事業費合計 C (A+B)		18,589 千円		18,965 千円		27,045 千円	
財源内訳	特定財源	国の負担	千円	千円	千円	千円	千円
		県の負担	5,026 千円	5,042 千円	4,312 千円	4,312 千円	
		町の借入	千円	千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
		うち 使用料・手数料 D	千円	千円	千円	千円	
一般財源 (町の負担)		13,563 千円	13,923 千円	22,733 千円	22,733 千円		
受益者負担率 (D/C)		0 %		0 %		0 %	

【事業の評価】

区分	評価	説明
妥当性 町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	A	法律で義務付けられている 特定健康診査と特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律により実施が定められている。胃・大腸精密検診とドック補助は、町国保被保険者を対象としている。予防部門の保健センターとの連携が必要なことから、行政による実施が妥当である。
公平性 受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A	適切である 町国保被保険者補助金交付要綱及び町国保人間ドック等補助金交付要綱より、受診者に年一回補助を行っている。他市町村国保と比較すると、給付水準はほぼ同じである。特定健診等の対象者は法の定めによっている。
効率性 予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A	適切である 早期発見、早期治療により医療費の削減に寄与している。
達成度 事業の活動成果は目標を上回っているか (下回っている場合は、その理由)		受診者からの申請により補助金を交付するものであり、目標設定には馴染まない。

総合評価	現状維持	各種助成事業は、疾病の予防策として有効であり、精密検診の結果により早期治療につながっている。特定健診については生活習慣病の早期発見、早期治療、特定保健指導は生活習慣の改善と適切な治療を実現することで、医療費の抑制に繋がる。特定健診の受診率向上に向け引き続き実施をしていきたい。
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	現状維持	

令和元年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	後期高齢者医療の推進			担当課名	住民環境課
(予算書コード)	03-01-03-24-01、後期高齢者医療特別会計			担当係名	国保年金係
事業区分	継続予算	運営方法	その他		
事業の開始・終了	平成 20 年 4 月 ~ 年 月 (事業に始期又は終期がある場合に記入)				
根拠法令等の名称					

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	75歳以上の方(一定の障がいをもつ65歳以上の方も含む)を対象とし、心身の特性に合わせた医療サービスを介護サービスと連携して提供することにより、健康の質を向上させる「医療の適正化」を目標とする。また、後期高齢者の医療を現役世代と分離することにより、世代間の負担を明確にし、公平化及び財政基盤の安定化を図る「医療費の適正化」を視野に入れたもので、そのための窓口業務(申請受付・保険証の交付等)及び保険料の徴収を行う。						
事業の活動成果 (事業の実施によりどのような状態にしたいか)	指標名	指標の算出方法	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	後期高齢者保険事業	医療費支給額総額/受給対象者	円	目標 実績 達成率	945,561	928,830	

【投入されたコスト・業務量】

		平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度予算	
事業費	事業費 A	646,471 千円		699,586 千円		702,360 千円	
	うち 会計年度任用職員賃金	人	千円	人	千円	人	千円
	正規職員人件費 B	1.00 人	6,694 千円	1.00 人	6,599 千円	1.00 人	6,559 千円
事業費合計 C (A+B)		653,165 千円		706,185 千円		708,919 千円	
財源内訳	特定財源	国の負担	千円	千円	千円	千円	千円
		県の負担	47,352 千円	47,153 千円	47,060 千円	47,060 千円	
		町の借入	千円	千円	千円	千円	
		その他	291,591 千円	297,182 千円	323,697 千円	323,697 千円	
		うち 使用料・手数料 D	千円	千円	千円	千円	
一般財源 (町の負担)		314,222 千円		361,850 千円		338,162 千円	
受益者負担率 (D/C)		0 %		0 %		0 %	

【事業の評価】

区分	評価	説明
妥当性 町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	A 法律で義務付けられている	実施主体を長野県後期高齢者医療広域連合とし、町は窓口業務や収納業務を実施することが法により定められている。
公平性 受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A 適切である	法廷給付及び現役世代からの支援金により、公平を維持している。
効率性 予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A 適切である	財政及び制度運用の基幹を県単位の後期高齢者医療広域連合が担うことで、効率的に制度が運営されている。
達成度 事業の活動成果は目標を上回っているか (下回っている場合は、その理由)		目標設定には馴染まない。

総合評価	現状維持	高齢化社会における医療費抑制と、高齢者への医療提供を実現するために、安定的な運営を可能にする必要がある。高齢の被保険者へのわかりやすい説明と公平感のある保険料の賦課徴収や給付についての説明を今後も実施していく必要がある。
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	現状維持	

令和元年度事務事業評価シート

【基本事項】

事務事業名	福祉医療給付事業				担当課名	住民環境課	
(予算書コード)	03-03-01-10-01-12-01				担当係名	国保年金係	
事業区分	継続予算	運営方法	直 営				
事業の開始・終了	年 月 ~ 年 月 (事業に始期又は終期がある場合に記入)						
根拠法令等の名称	下諏訪町福祉医療費給付金条例						

【事業の概要及び分析】

事業の目的 (誰に対して) (何のために) (何を行うか)	医療費の負担が重い母子・父子家庭、18歳到達年度末までの乳幼児、一定の要件に該当している障害者を対象とし、医療費の軽減を図るため、1ヶ月1医療機関ごと自己負担額を500円として、かかった医療費の差額を給付する。						
事業の活動成果 (事業の実施によりどのような状態にしたいか)	指標名	指標の算出方法	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	受給者一人当たりの医療給付費	福祉医療費給付額/受給者数	円	目 標			
				実 績	36,387	34,758	
				達成率			

【投入されたコスト・業務量】

		平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度予算	
事業費	事業費 A	139,289 千円		130,446 千円		135,420 千円	
	うち 会計年度任用職員賃金	人	千円	人	千円	人	千円
	正規職員人件費 B	1.00 人	6,694 千円	1.00 人	6,599 千円	1.00 人	6,559 千円
事業費合計 C (A+B)		145,983 千円		137,045 千円		141,979 千円	
財源内訳	特定財源	国の負担	千円	千円	千円	千円	千円
		県の負担	45,526 千円	42,887 千円	49,175 千円		
		町の借入	千円	千円	千円		
		その他	千円	千円	千円		
		うち 使用料・手数料 D	千円	千円	千円		
一般財源 (町の負担)		100,457 千円		94,158 千円		92,804 千円	
受益者負担率 (D/C)		0 %		0 %		0 %	

【事業の評価】

区 分	評 価	説 明
妥当性 町が行う必要があるか 国・県・民間・住民と役割分担できないか	B 町以外では行えない	一定以上の重度障害者や、母子父子家庭が医療を受けられる環境を整えることは、行政の責務である。平成30年8月診療から開始された18歳未満の児童に対する現物給付方式は、少子化対策の一環としてとても有効である。
公平性 受益者が偏っていないか 適切な費用負担を求めているか	A 適切である	医療費を助成することにより、経済的負担を軽減しており、制度ととして適性に行われている。
効率性 予算、人員と成果を踏まえ、事業が効率的に行われているか	A 適切である	電算処理は外部委託をし、市町村と比較しても必要最小限の職員体制で事務を行っている。
達成度 事業の活動成果は目標を上回っているか (下回っている場合は、その理由)		該当者から申請に基づき受給者証を発行しており、目標設定にはそぐわない。

総合評価	現状維持	健康増進、経済的負担軽減が得られ、公共性、必要性は高い。また、福祉政策の一環としても、とても大きい役割をしている。
前年度の総合評価 (評価が変わった場合はその理由)	現状維持	